

ヒアリング票

1. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）について

【専門人材の配置】

(1) 劇場、音楽堂等に専門的な能力を有する人材（専門人材）を確保（配置）することにより、舞台、照明、音響等の舞台設備を適切に管理し、安全を確保するとともに、高度な演出等を行うことが可能となると考えますが、貴団体において、このような専門人材の養成に関し、取り組んでいる事項を記載してください。

当協会は舞台およびテレビジョンの映像の照明に従事する個人(照明家)をもって構成する公益法人であり、照明家の資質と技術の向上を図り、芸術文化の高揚に寄与することを目的としている。この目的を達成する為の主要な事業の一つとして、照明技術者のスキルアップの研修会を受講者の技術に合わせて「中央講座」と「地域講座」を毎年開催し、最終日に試験を実施して、合格者には1級・2級の技能認定証を発行している。

1級は照明技術者として責任の有る立場としての技術・知識の習得者

2級は照明技術者として最低限の技術・知識の習得者

このほかに「新人講座」、「全国舞台照明技術者会議」「全国テレビ照明技術者会議」を年1回以上開催し照明家としての技量向上に努めている。また、社団法人全国公立文化施設協会等他の文化団体の人材育成事業に企画提案や事業実施で協力、あるいは教材の提供、講師の派遣等で協力している。

「新編・舞台テレビジョン照明 [知識編]」「同 [技能編]」「同 [基礎篇]」「電気技術講義テキスト」等、専門職向けの出版物を発刊し、大学、専門学校の教科書としても広く採用されている。また、「日本照明家協会誌」を毎月発行し、会員内外の照明家、文化団体を対象に無償で、最新技術、情報の広報に力を注いでいる。

(2) 劇場、音楽堂等の規模や文化芸術分野に応じ、必要となる人材に違いがあると考えますか。具体的にお答えください。

劇場、音楽堂等に於ける照明技術、デザインについては基本的な違いはない。

但し、劇場規模や劇場機構により作業手順・安全への配慮など違いはある。特殊な器材やシステムを使っている劇場が有り、セリ・ボン・スライド・ブリッジ・ギャラリーなどの機能を持つ劇場では、アクセスや動線などその劇場独特なものがあるが、照明専門分野に置いては応用の範囲内である。

また、自主事業か貸館かにより違いがある。管理だけの業務に従事している技術者と創造過程に参加する技術者（照明家）には当然差違が有る。単なる専門知識に留まらず、創造の場には、感性・知識・表現力・技術・などに優れた照明技術者、デザイナーが必要になる。

文化芸術分野別に見ると、歌舞伎や日舞からコンサート、オペラ、ダンス、バレエ、芝居など様々な演目に照明は関わっている。それぞれの演目に合った照明手法はあるが、照明の基本は同じである。しかし、照明技術と基礎的な知識について基本的な違いはないが、高度なデザインについては上演種目それぞれについて多様な技術と知識

が必要。

同時に、照明の分野に於いては、設備や技術が世界的規模で常に進歩している。従って、劇場、音楽堂等には、国際的視野と深い専門知識を持つ創作意欲の高い人材が常に求められている。

(3) 専門人材の養成及び確保（配置）について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

劇場、音楽堂等に高度な専門職が必要なことは自明の理であり、当協会をはじめ、専門分野の技能認定制度を超えて、より芸術性の高い、舞台芸術の創作面や企画・製作を担当する「芸術学芸員」とか、「芸術学芸員」と共に、舞台芸術の創作に参加し、技術的なサポートや施設全体の管理面、安全維持を担当する「技術学芸員」を新たに設けて、人材の確保と育成を図る方向性を打ち出して欲しい。人材育成についての国の方向性が定まれば、自ずと既存の技能認定制度も更に有効に機能してくる。

「芸術学芸員」「技術学芸員」を生み出す基になるのは最高学府に於ける教育、養成に他ならない。文化芸術基本法や劇場法の理念には国が文化的な財産である舞台芸術を積極的に推進して行く事が謳われている。依って、国が率先して舞台芸術家の養成をすべきであり、私立大学や専門学校には舞台芸術学科は有るが、国立大学に舞台芸術学科がない現状を早期に改善すべきである。国が先頭に立って、範を示すことこそ求められている。

大学教育の改革には、前期高等教育の充実が必要である。芸術活動の裾野を広げるために、小学校・中学校・高等学校に舞台芸術を紹介し、創造過程に触れる科目を設置し、自分の考え方や感じている事を発表出来る機会を作ること、他人の考えや感性に触れ自分の世界以外の人を理解できる環境を整備すること、など、緊密な人間形成の場を増やす教育を目指す方向を指針に取り入れるべきと考える。

【大学等の教育機関との連携関連】

(1) 貴団体において、専門人材の養成等に関し、大学等の教育機関と連携している取組はありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。

当協会が発行している技術書（テキスト）を使つての授業を推奨し、一定基準以上の授業をしている教育機関を協定校としている。基準の授業時間や実技講習時間数などをクリアした学生に2級試験を実施して合格者には2級認定資格を与えている。

しかし、芸術関係の大学や専門学校の授業や実技講習の実態が十分に把握出来ないのが現状であり、教師の質（レベル）もまた同様と言わざるを得ない。

照明家の職能団体としては、舞台芸術の奥深さ・美しさをどう表現するのか、その一点を最重要視している。専門職である照明家から見れば、現在の舞台を熟知していない教師や照明デザインを理解していない教師が見受けられる。「技術のための技術」の授業であったり、不毛で実態のない授業が散見される。舞台芸術を創造出来る優れ

た教師が必要である。教師自身の意識改革と勉強も必要である。

学生に「ものを教える」教師は聖職であり、どう教えるか、手順、方法論、学生の個人差など「教える」とう専門教育を受けた（プロの）教師は尊敬に値するが、多くの教師は残念ながら芸術家ではない。第一線で活躍している照明家（デザイナー）やクリエイターの視点に立てる教師は本当に少ないのが実情で、クリエイターを教育の現場に送り込む必要がある。（実際はかなり難しい）

舞台の共通用語・概念の確立のため、当協会発行の技術書を正式なテキストとして使うことを推奨するが、同時に、そのテキストの質を上げることも必要であり、目下取組中である。

（２）このほか、専門人材の養成に関し、大学等の教育機関との連携に係る取組で考えられるものがあれば記載してください。

1) 照明デザインの研究機関の設置

芸術関係の大学や専門学校に優れた照明デザインの分析・解析・検証出来る研究室の様な機関を設け、論理的な側面から舞台芸術を支援する。

2) (仮) 舞台学校を開設

照明の技術研修をしている企業はあるが総合的（演出・美術・音楽・音響……）な研修が出来る場と専門に特化した研修が必要。自分自身のスキルアップが出来る公的な機関（仮称・舞台学校）を設置して大学と連携を図る。

3) 教師のスキルアップ

インターシップなどを活用し、創造活動を主体としている公共劇場へ派遣し研修を義務づける。教育者の意識改革及び技術レベルを高めてその成果を学生に還元する。

（３）専門人材の養成に関する大学等の教育機関との連携について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

1) 国立大学に劇場芸術学部乃至は劇場芸術学科の創設。

2) 大学等で、劇場芸術(照明、音響、機構、舞台美術等)理論の研究、検証

3) 大学等の劇場芸術講座の公開(一般、専門家対象)聴講制度

4) 劇場、音楽堂等の創造過程・舞台稽古への大学等専門課程学生の参加／インターシップ制度の創設

2. 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について

(1) 貴団体において、劇場、音楽堂等の安全管理について、どのような取組をしていますか。（例：定期的な避難訓練の実施、危機管理マニュアルの作成等）

また、安全管理について、どのような点が不十分だと考えますか。

1) 取り組み

当協会内に「安全委員会」を設け協会員に安全な作業をこころがける広報活動をし、以前よりは安全への意識が協会員に徹底されてきている。

新人には安全な作業を分かりやすくビデオに編集して役立てている。また定期的な安全講習会では火災、地震、電気トラブル（漏電）、高所作業、劇場機構の熟知、器材等の落下防止、綱やワイヤーの強度、バトンの重量制限、綱元操作などの実技講習を実施。

公益財団法人東京防災救急協会の協力で救急救命講習（AED等を含む）をしている。

「劇場等演出空間運用基準協議会(基準協)」の事務局団体として「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」の取り纏めを主導してきた。

2) 不十分な点

劇場の種類・プロダクションの違い・舞台作業の分量と時間・舞台美術の違い・仮設の有るなし・高所作業の有るなし……などそれぞれの現場で取り組みの違いがある。これから更に安全に対する意識を周知徹底していかないといけない。

当協会員以外の照明技術者の安全管理についての実態は把握出来ていない。会員外の技術者に安全な作業を徹底することも大きな課題である。

(2) 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

基準協のガイドラインでも強調されているように、劇場、音楽堂等は創造の場であり工事現場の安全管理と同一視されるようなことがないよう、演出の可能性を最大限考慮した独自の安全管理がなされるよう指針で示して頂きたい。

以上